

指導検査基準 認知症対応型通所介護

基本的考え方及び確認する観点	根拠法令	確認書類等
I 基本方針		
<p>指定認知症対応型通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第 78 条の 3 第 1 項 区条例第 9 号第 60 条第 1 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 運営規程 ・ パンフレット
II 人員に関する基準		
<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者が、指定認知症対応型通所介護事業ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>①生活相談員</p> <p>指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>②看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員</p> <p>指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が 1 以上及び、当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間数で除して得られた数が 1 以上確保されるために必要と認められる数になっているか。ただし、看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事できる。</p>	<p>法第 78 条の 4 第 1 項 区条例第 9 号第 61 条第 1 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務実績表、タイムカード ・ 勤務体制一覧表・従業員の資格証 ・ 送迎記録 ・ 日々のサービス提供者数及び提供時間数がわかる書類

<p>③機能訓練指導員</p> <p>機能訓練指導員は1人以上確保されているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、(1)②の看護職員又は介護職員を常時1人以上従事させているか。</p> <p>(3)機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。ただし機能訓練指導員は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。</p> <p>(4)生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。</p>	<p>区条例第9号第61条第2項</p> <p>区条例第9号第61条第5項</p> <p>区条例第9号第61条第6項</p>	
<p>2 管理者</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに管理者を置いているか。また、管理者は、専ら当該指定認知症対応型通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所については、管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の職務に従事することとしても差し支えない。</p>	<p>区条例第9号第62条第1項</p> <p>区条例第9号第66条第1項</p> <p>区条例第9号第62条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表、タイムカード ・勤務表

<p>(2) 管理者は、適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識を有するものであって、必要な研修を受けているか。</p> <p>※必要な研修とは、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指す。ただし、平成 18 年 3 月までに「実践者研修」又は「基礎課程」の研修を修了した者であって、平成 18 年 3 月 31 日に現に、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者は、既に必要な研修を受講したものとみなされる。</p>		
<h3>III 設備に関する基準</h3>		
<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。</p> <p>① 食堂及び機能訓練室</p> <p>それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>② 相談室</p> <p>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。</p> <p>(3) (1)の設備は、専ら当該指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっているか。ただし、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>区条例第 9 号第 63 条第 1 項</p> <p>区条例第 9 号第 63 条第 2 項</p> <p>区条例第 9 号第 63 条第 3 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 変更届の控、指定申請書 ・ 運営規程

IV 運営に関する基準		
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第9条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・利用契約書
<p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型通所介護の提供を拒んではないか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第10条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿
<p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、当該認知症対応型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第11条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者への連絡記録
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型通所介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第12条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者</p>	<p>区条例第9号第80条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録

<p>については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>(準用第 13 条)</p>	
<p>6 心身の状況等の把握</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>区条例第 9 号第 80 条 (準用第 59 条の 6)</p>	<p>・ サービス担当者会議 の記録</p>
<p>7 指定居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>区条例第 9 号第 80 条 (準用第 15 条)</p>	<p>・ サービス担当者介護 の記録</p>
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	<p>区条例第 9 号第 80 条 (準用第 16 条)</p>	<p>・ 居宅サービス計画</p>

<p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供しているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第17条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・認知症対応型通所介護計画
<p>10 居宅サービス計画の変更の援助</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第18条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・認知症対応型通所介護計画 ・サービス提供票
<p>11 サービス提供の記録</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該認知症対応型通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第20条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録
<p>12 利用料などの受領</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第59条の7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書控え ・請求書控え

<p>不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3)指定認知症対応型通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>①通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>②指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>③食事の提供に要する費用</p> <p>④おむつ代</p> <p>①～④に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p>14 指定認知症対応型通所介護の基本的取扱方針</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>15 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第22条)</p> <p>区条例第9号第80条 (準用第23条)</p>	<p>・サービス提供証明書 控え</p> <p>・認知症対応型通所介護計画</p> <p>・アセスメントシート</p> <p>・サービス提供記録</p> <p>・苦情に関する記録</p>
--	---	---

<p>(1) 認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>イ あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置付けられていること ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p> <p>(2) 認知症対応型通所介護事業者は、利用者又はその家族に対し、認知症対応型通所介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定認知症対応型通所介護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定認知症対応型通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供すること。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定認知症対応型通所介護の提供ができる体制を整えているか。</p>	<p>区条例第9号第70条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型通所介護計画 ・ アセスメントシート ・ サービス提供記録 ・ モニタリングシート
<p>16 認知症対応型通所介護計画の作成</p> <p>(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定認知症対応型通所介護の内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しているか。サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。</p> <p>(2) 既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>(3) 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、当該認知症対応型通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従った指定認知症対応型通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	<p>区条例第9号第71条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型通所介護計画 ・ アセスメントシート ・ サービス提供記録 ・ モニタリングシート

<p>17 利用者に関する区への通知</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第28条)</p>	
<p>18 緊急時の対応等</p> <p>認知症対応型通所介護従業者等は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第29条)</p>	
<p>19 管理者の責務</p> <p>(1)管理者は、当該認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2)管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第59条の11)</p>	
<p>20 運営規程</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、各指定認知症対応型通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」という。）を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p> <p>④指定認知症対応型通所介護の利用定員</p> <p>⑤指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥通常の事業の実施地域</p>	<p>区条例第9号第73条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書

<p>⑦サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他運営に関する重要事項</p> <p>21 勤務体制の確保等</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護を提供することができるよう各指定認知症対応型通所介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2)当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3)指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。この場合において、当該指定認知症対応型通所介護事業者は、全ての認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(4)指定認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>22 定員の遵守</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>23 非常災害対策</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第59条の13)</p> <p>区条例第9号第80条 (準用第59条の14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用形態がわかる文書 ・勤務表 ・タイムカード ・研修計画 ・研修実施記録 ・就業規則 ・業務日誌 ・国保連への請求控え
---	---	--

<p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第59条の15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害マニュアル ・避難訓練の記録 ・通報・連絡体制 ・消防署への届出
<p>24 業務継続計画の策定等</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3)指定認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第32条の2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修計画、研修実施記録 ・訓練に関する記録
<p>25 衛生管理等</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①当該指定認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護事業者に周知徹底を図ること。</p> <p>②当該指定認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③当該指定認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第59条の16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理に関するマニュアル ・感染症予防等のための委員会、指針、研修、訓練に関する記録

<p>26 掲示</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第34条)</p>	
<p>27 秘密保持等</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3)指定認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第35条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報使用同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
<p>28 広告</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第36条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット・チラシ
<p>29 居宅介護事業者等に対する利益供与の禁止</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第37条)</p>	

<p>30 苦情処理</p> <p>(1)相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行うこと。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3)指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に関し、法第 23 条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力し、区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4)指定認知症対応型通所介護事業者は、区からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区に報告しているか。</p> <p>(5)指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6)指定認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>区条例第 9 号第 80 条 (準用第 38 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の受付簿 ・ 対応記録 ・ 苦情対応マニュアル
<p>31 地域との連携等</p> <p>(1)運営推進会議を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(2)報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、公表しているか。</p> <p>(3)その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っているか。</p> <p>(4)その事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型通所介護に関する入居者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するように努めているか。</p>	<p>区条例第 9 号第 80 条 (準用第 59 条の 17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営推進会議の記録

<p>(5)その事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めているか。</p> <p>32 事故発生時の対応</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3)指定認知症対応型通所介護事業者は、省令第22条第4項の指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)の規定に準じた必要な措置を講じているか。</p> <p>(4)指定認知症対応型通所介護事業者は、事故が発生した場合は、原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>33 虐待の防止</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①当該指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>②当該指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③当該指定認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>34 会計の区分</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応</p>	<p>区条例第9号第80条 (準用第59条の18)</p> <p>区条例第9号第80条 (準用第40条の2)</p> <p>区条例第9号第80条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応マニュアル ・ 事故報告書 ・ 再発防止策 ・ ヒヤリハット記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計書類関係
---	--	--

<p>型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>35 記録の整備</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>①認知症対応型通所介護計画</p> <p>②提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③不正の行為によって保険給付を受けようとした場合等の区への通知に係る記録</p> <p>④苦情の内容等の記録</p> <p>⑤事故の状況及び処置についての記録</p> <p>⑥運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>(準用第41条)</p> <p>区条例第9号第79条</p>	<p>・各種記録類</p>
<p>V 変更の届出等</p>		
<p>(1)事業者は、施行規則第131条の13第1項第三号で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、施行規則第131条の13第1項、第3項に定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2)事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、施行規則第131条の13第4項で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5第1項</p> <p>法第78条の5第2項</p>	<p>・指定申請書類</p> <p>・指定更新書類</p> <p>・運営規程</p>

VI 介護給付費の算定及び取扱い		
<p>1 認知症対応型通所介護費</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業に要する費用の額は、平成 18 年厚労省告示第 126 号の別表「指定地域密着型介護給付費単位数表」により算定されているか。ただし、指定認知症対応型通所介護事業者が指定認知症対応型通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、区に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業に要する費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>告示 3 のイからロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加算体制届 ・変更届 ・国保連への請求控 ・居宅サービス計画 ・サービス提供記録
<p>2 所要時間による区分の取扱い</p> <p>所要時間については、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>告示 3 のイからロ注1</p>	
<p>3 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定</p> <p>利用者の数が平成 12 年厚労省告示第 27 号の 6（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合（利用者定数超過の場合）は、同告示により算定しているか。</p>	<p>告示 3 のイからロ注1</p>	
<p>4 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定</p> <p>平成 12 年厚労省告示第 27 号の 6（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）の人員基準欠如に該当する場合は、同告示及び留意事項第 2 の 1 (8)により算定しているか。</p>	<p>告示 3 のイからロ注1</p>	
<p>5 2 時間以上 3 時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取扱い</p> <p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、告示 3 のイ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)「所要時間 4 時</p>	<p>告示 3 のイからロ注 2</p>	

<p>間以上 5 時間未満の場合」の所定単位数の 100 分の 63 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>6 感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の取扱い</p> <p>感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも 100 分の 5 以上減少している場合に、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から 3 月以内に限り、1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を所定単位数を加算しているか。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別な事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から 3 月以内に限り、引き続き加算することができる。</p> <p>7 8 時間以上 9 時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い</p> <p>日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 9 時間以上 10 時間未満の場合 50 単位 ロ 10 時間以上 11 時間未満の場合 100 単位 ハ 11 時間以上 12 時間未満の場合 150 単位 ニ 12 時間以上 13 時間未満の場合 200 単位 ホ 13 時間以上 14 時間未満の場合 250 単位</p> <p>8 入浴介助加算</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、入浴介助を行った場合は、当該基準の区分に従い、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を</p>	<p>告示 3 のイからロ注 3</p> <p>告示 3 のイからロ注 4 平成27年厚労省告示第94号</p> <p>告示 3 のイからロ注 5</p>	
---	---	--

<p>療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下、この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。</p> <p>(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているか。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。</p> <p>ロ 生活機能向上加算(Ⅱ) 200 単位</p> <p>(1)指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。</p> <p>(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているか。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。</p> <p>10 個別機能訓練加算</p> <p>以下(※)に適合しているものとして区長に届け出て、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)として、1日につき27単位を加算しているか。</p> <p>また、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。</p> <p>※指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業</p>	<p>告示3のイからロ注8</p>	
---	-------------------	--

<p>療法師、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>11 ADL維持等加算</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準の区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位</p> <p>(1)評価対象者(当該事業所の利用期間が6月を超えるものをいう。)の総数が10人以上であるか。</p> <p>(2)評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの提供がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出しているか。</p> <p>(3)評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が1以上であるか。</p> <p>ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位</p> <p>(1) イ(1)及び(2)の基準に適合しているか。</p> <p>(2)評価対象者のADL利得の平均値が2以上であるか。</p> <p>12 若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>告示3のイからロ注9 平成27年厚労省告示第95号</p>	
---	--------------------------------------	--

<p>別に定める基準(※)に適合しているものとして区長に届け出て、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を加算しているか。</p> <p>※受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていること。</p> <p>13 栄養アセスメント加算</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しているか。</p> <p>ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に応じ対応しているか。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。</p> <p>ニ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。</p> <p>14 栄養改善加算</p> <p>次に掲げる基準(※)に適合しているものとして区長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※次のいずれも満たすこと。</p>	<p>告示3のイからロ注10</p> <p>告示3のイからロ注11</p> <p>告示3のイからロ注12</p>	
--	--	--

<p>イ当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>ホ定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>15 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>別に定める基準(※)に適合している指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位</p> <p>(1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下している恐れのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供しているか。</p> <p>(2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供しているか。</p> <p>(3)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。</p> <p>(4)算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当していないか。</p> <p>①栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間</p>	<p>告示3のイからロ注13</p>	
---	--------------------	--

<p>である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>②当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位。</p> <p>(1) (2)のいずれかに適合しているか。</p> <p>(1)次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>① イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合しているか。</p> <p>②算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であるか。</p> <p>③算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないか。</p> <p>(2)次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>① イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合しているか。</p> <p>②算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないか。</p> <p>③算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であるか。</p> <p>16 口腔機能向上加算</p> <p>次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごと</p>	<p>告示3のイからロ注14 平成27年厚労省告示第95号</p>	
---	---------------------------------------	--

<p>の利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>イ 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位</p> <p>(1)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(2)利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>(5)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位</p> <p>(1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(2)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>17 科学的介護推進体制加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1)利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しているか。</p> <p>(2)必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用しているか。</p> <p>18 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>告示3のイからロ注15</p>	
--	--------------------	--

<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、認知症対応型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、指定認知症対応型通所介護費を算定していないか。</p>	<p>告示3のイからロ注16</p>	
<p>19 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該指定認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を減算しているか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p>	<p>告示3のイからロ注17</p>	
<p>20 送迎を行わない場合の取扱い</p> <p>利用者に対して、その居宅と指定認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>告示3のイからロ注18</p>	
<p>21 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に定める基準(※)に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位</p> <p>(1)次のいずれかに適合すること。</p> <p>①指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>②指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>(2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>告示3のハ</p>	

<p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位</p> <p>(1)指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。</p> <p>(2)イ(2)に該当するものであること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位</p> <p>(1)次のいずれかに適合しているか。</p> <p>①指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、100 分の 40 以上であること。</p> <p>②指定認知症対応型通所介護事業所を利用者に直接提供する職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であるか。</p> <p>(2) イ(2)に該当するものであること。</p> <p>22 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に定める基準(※)に適合し、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出て、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※次のいずれも満たすこと。</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の 1000 分の 104 に相当する単位数</p> <p>(1)介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2)指定認知症対応型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、区長に届け出ていること。</p> <p>(3)介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難</p>	<p>告示 3 のニ</p>	
--	----------------	--

<p>な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について区長に届け出ること。</p> <p>(4)当該指定認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を区長に報告すること。</p> <p>(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6)当該指定認知症対応型通所介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>② ①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>③介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>④ ③について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑤介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>(1) イ(1)から(6)及び(8)までに掲げる基準に適合すること。</p>		
--	--	--

<p>(2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>①次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>②次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(3)平成 20 年 10 月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>24 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に定める基準（※）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出て、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※次のいずれも満たすこと。</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（I） 算定した単位数の 1000 分の 31 に相当する単位数</p> <p>(1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) ①経験・技能のある介護職員のうち 1 人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>②指定認知症対応型通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p>	<p>告示 3 のホ</p> <p>平成27年厚労省告示第95号</p>	
--	--------------------------------------	--

<p>③介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>④介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(3)当該指定認知症対応型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、区長に届け出ていること。</p> <p>(4)介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について区長に届け出ること。</p> <p>(5)当該指定認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を区長に報告すること。</p> <p>(6)認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>(7)認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(8)（2）の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(9)（7）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の24に相当する単位数</p> <p>イ（1）から（4）まで及び（6）から（8）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
---	--	--